

教育委員会 5月定例会

教育長報告（3）

臨時代理の報告について（新型コロナウイルス感染症対策のための
藤沢市立学校における臨時休業の再延長について）

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

2020年（令和2年）5月20日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

臨 時 代 理 書

緊急やむを得ない事情があるので、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、新型コロナウイルス感染症対策のための藤沢市立学校における臨時休業の再延長について、次のとおり臨時に代理する。

2020年（令和2年）4月28日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

臨時代理する議案

別紙のとおり

参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、前条各号（次条各号に規定する事項を除く。）に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した場合において、当該代理に係る理由が緊急やむを得ない事情によるものであるときは、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

新型コロナウイルス感染症対策のための藤沢市立学校における
臨時休業の再延長について

新型コロナウイルス感染症対策のための藤沢市立学校における臨時休業の再延長を次のとおり定める。

2020年（令和2年）4月28日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 臨時休業

2020年（令和2年）4月7日から5月31日まで

（再延長する期間 2020年（令和2年）5月7日から5月31日まで）

提案理由

この議案を提出したのは、新型コロナウイルス感染症対策のため、藤沢市立学校の管理運営に関する規則第3条第6号の規定に基づき、藤沢市立学校における臨時休業を再延長する必要がある。

参 考

藤沢市立学校の管理運営に関する規則 抜粋

(休業日)

第3条 政令第29条の規定により教育委員会が定める学校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 学年始休業日 4月1日から4月4日までの日
- (2) 夏季休業日 7月21日から8月31日までの日
- (3) 秋季休業 10月の第2月曜日の翌日（2学期の場合に限る。）
- (4) 冬季休業日 12月25日から翌年の1月6日（3学期の場合にあつては、1月7日）までの日
- (5) 学年末休業日 3月26日から3月31日までの日
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める日